

全国一斉の陸海空パトロール(代表的事例)

別表

地域	陸／海／空別	事業名	実施エリア	実施期間	実施主体等	概要
北海道	空	スカイパトロール	北海道地方環境事務所管轄区域内	6月、10月	北海道、北海道地方環境事務所	ヘリコプターによる上空からの不法投棄監視を実施する。
東北	陸	不法投棄監視パトロール	各県・市	5～6月	各県・市、東北地方環境事務所	県及び市等で実施する監視パトロール活動を、東北地方環境事務所が保有する不法投棄監視カメラ設置地区を中心に監視パトロール、看板の設置及び防止対策について検討を行う。
	空	合同スカイパトロール	東北6県内	6月1日～6月3日	各県・市、各県警、海上保安本部、東北地方環境事務所他	各県・市、県警、海上保安本部等が連携し、防災ヘリコプターによる不法投棄監視パトロールを行う。
関東	陸上／海上／空	不法投棄防止統一パトロール	富士山麓を中心とする静岡県内全域	6月4日	静岡県、富士山麓不法投棄防止ネットワーク推進会議	富士山麓不法投棄防止ネットワーク推進会議(静岡県、関係市町、県警、森林組合、産廃協会、東京電力、郵便事業㈱、関東地方環境事務所等で構成)、産業廃棄物不法投棄監視員及び住民監視組織等が不法投棄の発見及び防止等のため、富士山麓を中心とするパトロールを県内全域で実施する。
中部	空	不法投棄監視スカイパトロール	三重県(北勢地域・中勢地域・伊賀地域)	5月31日	三重県、中部地方環境事務所	県防災ヘリコプターによる上空からの監視パトロールを実施する。

近畿	海上	海上パトロール	神戸港内、大阪港内	全国ごみ不法投棄監視ウィーク期間中	兵庫県、大阪府、第五管区海上保安本部、近畿地方環境事務所、関係市等	瀬戸内海播磨灘海域における建設残土等海洋不法投棄の再発防止を図るため、海上保安庁第五管区海上保安本部の巡視艇により、大阪府、兵庫県、関係市等の参加のもと、神戸港内、大阪港内の海上パトロールを実施する。
中国	海上／空	・不法投棄監視合同シーパトロール ・不法投棄監視合同スカイパトロール	広島県沿岸部	6月～12月	広島県、広島市、呉市、福山市、広島県警察本部、第六管区海上保安本部、中国四国地方環境事務所	海洋環境保全に関係する行政機関と合同で巡視艇や航空機を使用した合同パトロールを実施予定。
四国	陸上／海上／空	・監視パトロール業務(陸上部) ・海岸線及び島嶼部監視パトロール事業(海上部) ・空中監視パトロール(空中部)	・高松市(陸上部) ・高松市海岸部及び島嶼部(海上部) ・香川県、高松市(空中部)	・5月30日～6月5日(陸上部) ・6月2日(海上部) ・5月30日、6月、11月(空中部)	香川県、高松市、高松事務所、高松海上保安部、香川県警他	市内における廃棄物不法投棄防止事業として、県警の協力を得て地元監視パトロール隊とともに不法行為者等の特定と適正指導を実施する。また、高松海上保安部や香川県警察航空隊等の協力により、巡視艇やヘリコプターを使用しての高松市海岸部及び島嶼部並びに高松市内全域における海上パトロールや空中パトロールを実施する。
九州	陸上／海上／空	監視パトロール	九州地方環境事務所管内自治体	6月	九州地方環境事務所管内自治体、九州地方環境事務所	管轄区域内の自治体が陸海空のパトロール等の監視活動を実施する。

*なお、この他にも全国各地で、関係機関が連携した監視活動・パトロール事業が実施される予定です。